

## 定例監査の結果（令和4年1月31日決定分）

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第1号に規定する財務監査及び同項第2号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについても監査した。

#### 2 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、令和2年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

#### 3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	環境県民局	令和3年10月14日	令和3年9月30日	実地	3
2	商工労働局	令和3年10月12日	令和3年9月29日	実地	4
3	西部総務事務所	令和3年11月5日	令和3年10月7, 12, 14, 21日	実地	6
4	東部総務事務所	令和3年10月27日	令和3年10月13, 18日	実地	7
5	北部総務事務所	令和3年10月22日	令和3年10月1, 6日	実地	8
6	西部県税事務所	令和3年11月5日	令和3年10月7, 12, 14, 21日	実地	9
7	北部こども家庭センター	令和3年10月22日	令和3年10月6日	実地	10
8	食肉衛生検査所	令和3年10月22日	令和3年10月6日	実地	11
9	動物愛護センター	令和3年10月21日	令和3年9月16日	実地	12

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
10	県立呉高等技術専門校	令和4年1月31日	令和3年11月4日	書面	13
11	西部農林水産事務所	令和3年11月5日	令和3年10月7, 14, 21日	実地	15
12	西部畜産事務所	令和3年11月5日	令和3年10月14日	実地	17
13	西部家畜保健衛生所	令和3年11月5日	令和3年10月14日	実地	18
14	北部教育事務所	令和4年1月31日	令和3年10月6日	書面	19
15	県立広高等学校	令和3年11月10日	令和3年11月10日	実地	20
16	県立福山葦陽高等学校	令和4年1月31日	令和3年11月17日	書面	21
17	県立廿日市高等学校	令和4年1月31日	令和3年11月17日	書面	22
18	県立安芸府中高等学校	令和4年1月31日	令和3年9月13日	書面	23
19	県立広島中央特別支援学校	令和3年11月9日	令和3年11月9日	実地	25
20	県立呉南特別支援学校	令和4年1月31日	令和3年11月1日	書面	26
21	広島西警察署	令和3年11月17日	令和3年11月17日	実地	28
22	山県警察署	令和3年11月12日	令和3年11月12日	実地	29

## 第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

### 【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

# 1 環境県民局

## (1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 県民生活に関する事務  
県民文化に関する事務  
生活環境及び自然環境の保全に関する事務

イ 組織体制 11 課 1 担当

課名	環境県民総務課，文化芸術課，消費生活課，わたらしい生き方応援課，県民活動課，学事課，高等教育担当，環境政策課，環境保全課，自然環境課，循環型社会課，産業廃棄物対策課
----	------------------------------------------------------------------------------------

ウ 職員数（令和3年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 161 人

エ 主な施策（令和2年度）

文化・芸術の振興  
消費者被害の防止と救済  
人として互いに尊重する社会づくり  
男女共同参画社会づくり  
青少年の健全育成と若者の自立支援  
私学教育の振興  
高等教育機能の向上  
地球温暖化の防止  
地域環境の保全  
自然環境の保全と活用  
循環型社会の構築

## (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

### 【指摘事項】

#### 行政財産使用料の徴収について

行政財産使用料の徴収について、令和3年度分の収入手続が行われていないものがあった。適正な事務処理に努められたい（文化芸術課）。

使用許可財産	許可内容	許可開始日	許可終了日	使用料 (年額)
土地（広島県民文化センター）	電柱（1本）	令和2年4月1日	令和7年3月31日	1,500円
	電力ケーブル	令和2年4月1日	平成7年3月31日	1,500円
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第4条			

## 2 商工労働局

### (1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 商業、工業及び観光に関する事務  
物資（農林水産物資を除く）の流通に関する事務  
労働に関する事務

イ 組織体制 9課2チーム

課名	商工労働総務課，雇用労働政策課， 働き方改革推進・働く女性応援課，職業能力開発課， イノベーション推進チーム，産業人材課， 医工連携推進プロジェクト・チーム，経営革新課， 県内投資促進課，海外ビジネス課，観光課
----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ウ 職員数（令和3年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 184人

エ 主な施策（令和2年度）

未来に挑戦する産業基盤の創生  
デジタルトランスフォーメーションの推進  
希望をかなえるための後押し  
ゆとりの創出  
地域活力の基盤づくり  
広島の価値の共鳴・共振

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において改善を求める事項等があった。

#### 【改善を求める事項】

##### 契約に係る事務処理について

当該契約については、物置の購入・設置、その物置への什器備品の移動・運搬収納、室名表示の修正、配線用モールの設置といった複数の業務を組み合わせ、一括で発注したものであるが、契約に係る事務処理について、次のとおり改善を要する事項があった（イノベーション推進チーム）

契約名	ひろしま産学共同研究拠点屋上物置設置等業務（令和2年度）
-----	------------------------------

##### ア 相手方の選定について

複数の業務を一括して発注する場合においては、そのうちの主要な業務に対応する契約種目の有資格者を選定する必要があるが、主要な業務に対応する契約種目が明確でなかった。受注者の要件設定は、契約の適正な履行を確保するために必要な事項であることから、主要な業務を明確にし、その業務に対応する契約種目を適切に定める必要がある。

また、2者による見積合わせを実施しているが、落札者以外の見積書を徴した相手方は、物品調達及び委託・役務業務の入札参加資格を有していなかった。随意契約をするに当たっては、主要な業務内容に対応する契約種目の有資格者複数から見積書を徴取し、契約の

公平性，競争性の確保に努める必要がある。

根 拠	物品調達及び委託・役務業務競争入札参加資格取扱要領第8条，附則1
-----	----------------------------------

イ 契約により取得した物品の取扱いについて

当該契約において，物置を設置しているが，物品と考えられることから，広島県物品管理規則に基づく措置を講じる必要がある。

根 拠	広島県物品管理規則第13条
-----	---------------

#### 【検討要請事項】

##### 営繕業務に係る完了検査事務について

次の委託契約については，営繕部局が発注した業務に付随している設計の見直し業務等であるが，この業務等を局で発注し，検査を行っていた。

営繕業務に係る委託契約については，建築の専門的な知識を有した者が完了検査や確認を行ったことが書面で確認できる仕組みを検討していただきたい。（イノベーション推進チーム）

業 務 名	ひろしま産学共同研究拠点材料MBR棟ほか1棟新築その他工事に伴う実施設計委託に係る積算業務及び申請業務（令和2年度） ひろしま産学共同研究拠点材料MBR棟ほか1棟新築その他工事設計見直し等業務（令和2年度） ひろしま産学共同研究拠点材料MBR棟ほか1棟新築その他工事設計見直し等追加業務（令和3年度）
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 3 西部総務事務所

#### (1) 機関の概要

- ・主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること  
各事業事務所等の連絡調整に関すること  
各事業事務所の危機管理の総括に関すること
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部総務事務所	広島市中区基町10番52号	広島市，呉市，竹原市， 大竹市，東広島市， 廿日市市，安芸高田市， 江田島市，安芸郡， 山県郡，豊田郡
西部総務事務所総務第二課	廿日市市桜尾本町11番1号	
西部総務事務所呉支所	呉市西中央一丁目3番25号	
西部総務事務所東広島支所	東広島市西条昭和町13番10号	

- ・組織体制（人数は，令和3年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部総務事務所	13人	1課	総務課
西部総務事務所総務第二課	12人	1課	総務第二課
西部総務事務所呉支所	17人	1課	総務課
西部総務事務所東広島支所	25人	2課	総務課，経理課

#### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において指摘事項があった。

#### 【指摘事項】

##### ア 委託契約における事務処理について

次の委託契約において，消防用設備等保守点検に係る消火器及び自動火災報知設備（3種）の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。（西部総務事務所呉支所）

契約名	広島県呉庁舎設備保全及び清掃等業務（令和3年度～令和5年度）
-----	--------------------------------

##### イ フロン類を使用した機器の点検について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき，フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については，簡易点検を行うこととなっているが，冷蔵冷凍機器について，令和元年11月以降，簡易点検を実施していなかった。適正な事務処理に努められたい。（西部総務事務所総務第二課）

根拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年経・環 告示第13号）
----	-------------------------------------------------------------------------------

## 4 東部総務事務所

### (1) 機関の概要

- ・ 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること  
各事業事務所等の連絡調整に関すること  
各事業事務所の危機管理の総括に関すること  
県民相談に関すること
- ・ 所在地, 所管区域 (所管区域は, 業務により異なる場合がある。)

事務所名等	所在地	所管区域
東部総務事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 世羅郡, 神石郡
東部総務事務所総務第二課	尾道市古浜町26番12号	

- ・ 組織体制 (人数は, 令和3年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

事務所名等	人数	課の数	課名等
東部総務事務所	22人	2課	総務課, 経理課
東部総務事務所総務第二課	11人	1課	総務第二課

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査をした限りにおいて, 次のとおり, 重要な点において指摘事項等があった。

#### 【指摘事項】

##### 交通費の支出に係る節の区分について

常時の資金前渡において, 水防勤務に係る交通費(新幹線代)を役務費ではなく使用料及び賃借料の節で支出していた。適正な事務処理に努められたい。(東部総務事務所)

根拠	広島県予算規則第3条第2項
----	---------------

#### 【改善を求める事項】

##### 常時の資金前渡に係る出納について

複数の事務所及び節に係る常時の資金前渡を管理しているが, 経費の支出に際して資金前渡の残額が不足する場合に, 他の事務所の資金前渡又は異なる節から一時的に借用した上で支払いを行っており, 追加で資金を受入れた後に, 借用した額を返金する処理が複数見受けられた。常時の資金前渡においては, 交付を受けた資金の事務所間もしくは節間の貸し借りは想定されていないことから, 安易に行うことなく, 増額する必要がある場合は所定の手続により行い, また, 残額に留意した上で, 以後に支払が予想される額について速やかに追加交付を行うなど, 適切な事務処理を行う必要がある。(東部総務事務所)

## 5 北部総務事務所

### (1) 機関の概要

- ・ 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること  
各事業事務所等の連絡調整に関すること  
各事業事務所の危機管理の総括に関すること  
県民相談に関すること
- ・ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
北部総務事務所	三次市十日市東四丁目6番1号	三次市，庄原市
北部総務事務所総務第二課	庄原市東本町一丁目4番1号	

- ・ 組織体制（人数は、令和3年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
北部総務事務所	16人	1課	総務課
北部総務事務所総務第二課	14人	1課	総務第二課

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

#### 【指摘事項】

##### 工事の施工管理に必要な事務手続について

次の工事請負契約において、工事の施工管理に必要な「現場代理人及び主任技術者等の氏名等の通知」や「請負代金内訳書」，「施工体制台帳」等の提出を受注者から受けておらず，建設工事執行規則等に基づく事務手続が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（北部総務事務所）

契約名	三次庁舎第3庁舎空調機エアハン整備（インバータ取替）工事（令和2年度）
根拠	建設工事執行規則第14条第1項，第20条第1項 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第2項

#### 【改善を求める事項】

##### 工事請負契約に係る事務処理について

次の工事請負契約において、予定価格が随意契約によることができる上限額を超えて、知事が定める受注者の資格認定を受けていない建設業者と1者随意契約を行っているが、随意契約の相手方となる者は原則として資格認定を受けている者でなければならない。

また、1者による随意契約の相手方選定においては、施工能力や非代替性について、客観的かつ具体的に検証し、明確にする必要がある。（北部総務事務所）

契約名	三次庁舎第3庁舎空調機エアハン整備（インバータ取替）工事（令和2年度）
-----	-------------------------------------



## 6 西部県税事務所

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 県税の賦課徴収に関すること  
                   県税の窓口領収，納税証明に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部県税事務所	広島市中区基町10番23号	広島市，呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡，豊田郡
西部県税事務所呉分室	呉市西中央一丁目3番25号	
西部県税事務所廿日市分室	廿日市市桜尾二丁目2番68号	
西部県税事務所東広島分室	東広島市西条昭和町13番10号	

- ・組織体制（人数は，令和3年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
西部県税事務所	130人	7課1班	税務管理課，地方税特別滞納整理班，滞納整理第一課，滞納整理第二課，法人課税課，個人課税課，不動産税課，自動車税課
西部県税事務所呉分室	10人	2班	納税班，滞納整理班
西部県税事務所廿日市分室	13人	2班	納税班，滞納整理班
西部県税事務所東広島分室	37人	3課	納税課，不動産評価課，軽油調査課

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

## 7 北部こども家庭センター

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 児童福祉法による市町に対する技術的な援助及び助言に関すること  
児童に関する相談に関すること  
知的障害者に対する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導に関すること  
配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者からの暴力被害者支援に関する相談等に関すること など
- ・所在地 三次市十日市東四丁目6番1号
- ・組織体制 2課（相談援助第一課，相談援助第二課）
- ・職員数 12人（令和3年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- ・主な事業実績（令和2年度）

ア 相談受付件数 (単位：件)

養護	心身障害	非行	健全育成	その他※	計
208	134	16	40	4	402

※ 里親相談等。

イ 児童虐待対応件数 (単位：件)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト※	計
72	3	67	43	185

※ ネグレクトとは、遺棄，衣食住や清潔さについての健康状態を損なう放置（栄養不良，極端な不潔，怠慢ないし拒否による病気の発生，学校へ行かせないなど）

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

## 8 食肉衛生検査所

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 食鳥検査に関すること  
食鳥処理業者の指導及び監督に関すること など
- ・所在地 三次市十日市東四丁目6番1号
- ・職員数 5人（令和3年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- ・主な事業実績（令和2年度）

食鳥検査羽数				(単位：羽)
ブロイラー	成鶏	あひる	七面鳥	計
3,669,961	—	—	—	3,669,961

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

## 9 動物愛護センター

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 狂犬病の予防，動物愛護思想の普及啓発，犬及び猫の引取り，負傷疾病動物の収容，動物取扱業の登録・指導，特定動物の飼養許可，人畜共通感染症の調査研究
- ・所在地 三原市本郷町南方 8915 番地 2
- ・組織体制 2 課（総務課，指導課）
- ・職員数 10 人（18 人）  
（令和 3 年 4 月 1 日現在の常勤職員数。（ ）内は非常勤職員数。）

#### ・主な事業実績（令和 2 年度）

##### ア 苦情相談等の受付状況

（単位：件）

区分	保護 依頼	引取 依頼	放し 飼い	咬傷 事故	多頭 飼育	行方 不明	拾得	負傷 疾病 収容	譲渡 希望	返還 希望
件数	436	722	17	59	18	308	212	99	435	45

区分	愛護 教室	飼育 相談	しつけ 方教室	糞尿	鳴き声	給餌に よる迷惑	動物 取扱業	その他	計
件数	1	31	43	39	24	73	201	485	3,248

※ その他の内容は，不適正飼育，保護機設置依頼，地域猫相談等である。

##### イ 動物保護等の状況

（単位：頭）

区分	持参	センター動物保護		計	譲渡	返還		処分
		保護	引取			有償	無償	
犬	475	156	541	1,172	1,159	41	0	46
猫	386	0	7	393	343	4	0	37
計	861	156	548	1,565	1,502	45	0	83

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

## 10 県立呉高等技術専門校

### (1) 機関の概要

- ・ 主な業務 職業能力開発促進法に定める普通職業訓練の実施  
その他、職業訓練に関し必要な業務の実施
- ・ 所在地 呉市阿賀中央五丁目 11 番 17 号
- ・ 組織体制 2 課（庶務課，訓練課）
- ・ 職員数 12 人（令和 3 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）
- ・ 職業訓練実施状況（令和 2 年度）

#### ア 施設内訓練

（単位：人）

訓練科目等		訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就職者数	
普通職業訓練 (普通課程等)	溶接加工科	1 年	20	6	6	4	4	
	機械システム科	1 年	20	25	22	5	2	
	小 計		40	31	28	9	6	
普通職業訓練 (短期課程)	介護 サービス科	前期	6 か月	20	21	17	17	16
		後期	6 か月	20	20	18	17	4
	CAD ワーク科	前期	6 か月	20	25	20	20	13
		後期	6 か月	20	17	14	13	2
	小 計		80	83	69	67	35	
合 計			120	114	97	76	41	

（注）就職者数は、修了時における就職者、自営業の就業者の合計。

（短期課程前期の就職者数は、修了 3 か月後における就職者、自営業の就業者の合計。）

#### イ 在職者訓練

講座名等	訓練時間	定員	応募者数	受講者数	修了者数
J I S 溶接技能者評価試験準備講習	12	10	6	6	5
介護福祉士受験対策講座	24	20	15	15	11
J I S 溶接技能者評価試験（専門級）の対策	12	10	12	11	6
3 講座	合 計	40	33	32	22

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

#### 【指摘事項】

##### 委託事務における決裁権者の誤りについて

次の委託契約において、変更契約の締結を課長決裁で行っていた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	一般廃棄物処理業務（令和 2 年度～令和 4 年度）
根 拠	呉高等技術専門校決裁規程第 4 条

**【改善を求める事項】**

**文書管理システムの適正な使用について**

文書管理システムにより作成し、電子決裁を受けるべき起案文書について、文書管理システムによらずに決裁しているものがあつた。文書管理システムによる文書管理については、行政事務の全般的な効率化・高度化を図るものであり、広島県文書等管理規程に基づき適正に文書管理システムを使用する必要がある。

根 拠	広島県文書等管理規程第 20 条
-----	------------------

## 11 西部農林水産事務所

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 農林水産業の振興に関すること  
農道・林道などの整備に関すること  
保安林の管理・民有林の開発規制に関すること など
- ・所在地, 所管区域 (所管区域は, 業務により異なる場合がある。)

事務所名等	所在地	所管区域
西部農林水産事務所	広島市中区基町 10 番 52 号	広島市, 呉市, 竹原市, 大竹市, 東広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 安芸郡, 山県郡, 豊田郡
西部農林水産事務所 呉農林事業所	呉市西中央一丁目 3 番 25 号	
西部農林水産事務所 東広島農林事業所	東広島市西条昭和町 13 番 10 号	

- ・組織体制 (人数は, 令和 3 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部農林水産事務所	106 人	8 課	農村振興課, 水産課, 水産第二課, 農村整備第一課, 農村整備第二課, 林務第一課, 林務第二課, 林務第三課
西部農林水産事務所 呉農林事業所	43 人	3 課	農村振興課, 農村整備課, 林務課
西部農林水産事務所 東広島農林事業所	60 人	3 課	農村振興課, 農村整備課, 林務課

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて, 次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

#### 【指摘事項】

##### ア 委託事務における決裁権者の誤りについて

委託契約における事務において, 決裁権者を誤ったまま事務処理を行っているものがあった。各業務の決裁区分を事業所内で周知し, 適正な事務処理に努められたい。(西部農林水産事務所東広島農林事業所)

業務名	県営ほ場整備事業東高屋地区 実施設計業務 (身分証明書交付, 再委託の承認) 令和 3 年度県営ほ場整備事業戸野地区 換地処分等事務委託業務 (再委託の承認)
根拠	広島県西部農林水産事務所決裁規程 別表 2

##### イ 委託契約における再委託について

次の委託契約において, 契約に再委託の定めがないにもかかわらず, 契約の相手方である町が再委託を行っていた。適正な事務処理に努められたい。(西部農林水産事務所)

業務名	自然公園等維持管理事業 西中国山地国定公園（臥竜山麓八幡原公園地区）
根 拠	広島県契約規則第6条

**【改善を求める事項】**

**文書管理システムの適正な使用について**

文書管理システムにより作成し，電子決裁を受けるべき起案文書について，文書管理システムによらずに決裁しているものがあつた。文書管理システムによる文書管理については，行政事務の全般的な効率化・高度化を図るものであり，広島県文書等管理規程に基づき適正に文書管理システムを使用する必要がある。（西部農林水産事務所呉農林事業所，東広島農林事業所）

根 拠	広島県文書等管理規程第20条
-----	----------------



## 12 西部畜産事務所

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 畜産の生産構造改革の推進に関すること  
畜産物の生産及び流通に関すること  
家畜の改良増殖に関すること  
草地の造成及び改良に関すること  
畜産経営に係る環境整備に関すること  
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関すること  
動物用薬事に関すること  
飼料の安全に関すること など
- ・所在地, 所管区域

所在地	所管区域
東広島市西条御条町1番15号	広島市, 呉市, 竹原市, 大竹市, 東広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 安芸郡, 山県郡, 豊田郡

- ・組織体制 (人数は, 令和3年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

人数	課等の数	課名等
37人	3課	畜産振興課, 防疫課, 病性鑑定課

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて, 概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり, 重要な点において指摘事項等はなかった。

## 13 西部家畜保健衛生所

### (1) 機関の概要

- ・ 主な業務 家畜の伝染病予防に関すること  
家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関すること  
家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関すること  
獣医事に関すること など
- ・ 所在地, 所管区域

所在地	所管区域
東広島市西条御条町1番15号	広島市, 呉市, 竹原市, 大竹市, 東広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 安芸郡, 山県郡, 豊田郡

- ・ 職員数 3人(令和3年4月1日現在の常勤職員数)  
ただし, 西部畜産事務所所長及び次長2人が兼職

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて, 概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり, 重要な点において指摘事項等はなかった。

## 14 北部教育事務所

### (1) 機関の概要

- ・ 主な業務 市町教育委員会の指導及び助言  
市町立小中学校及び共同調理場の県費負担教職員の任免その他の人事及び研修
- ・ 所在地 三次市十日市東四丁目 6 番 1 号
- ・ 所管区域 三次市, 庄原市
- ・ 組織体制 2 課 (総務課, 教育指導課)
- ・ 職員数 13 人 (令和 3 年 4 月 1 日現在の本務者, 会計年度任用職員及び再任用職員の合計)
- ・ 主な事業 (令和 2 年度)  
管内の市教育長を対象とした会議, 小中学校教職員を対象とした研修会等の実施  
学校訪問指導

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

## 15 県立広高等学校

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 呉市広大新開三丁目 6-44
- ・教職員数 (令和3年5月1日現在)
  - 本務者数 52人
  - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 11人
- ・生徒の状況

課 程		全日制				定時制				
		普通科				普通科				
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	4	計
総定員 (人)		200	200	200	600				40	40
生徒数 (人)		187	200	195	582				4	4
充足率 (%)		93.5	100.0	97.5	97.0				10.0	10.0
退学者 (人)		0 (0)				0 (0)				
休学者 (人)		2				0				
進 学 就 職	大学・短大	134人 (85.9%)				0人 (0.0%)				
	専修・各種	16人 (10.3%)				1人 (20.0%)				
	就 職	0人 (0.0%)				4人 (80.0%)				
	その他	6人 (3.8%)				0人 (0.0%)				

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和3年5月1日現在である。

・「退学者」,「休学者」,「進学就職」の状況は、令和2年度(令和3年3月末現在)である。

・「退学者」の( )内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

## 16 県立福山葦陽高等学校

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 福山市久松台三丁目1番1号
- ・教職員数 (令和3年5月1日現在)
  - 全日制 本務者数 58人  
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 13人
  - 定時制 本務者数 11人  
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 11人
- ・生徒の状況

課 程		全日制				定時制				
		普通科				普通科				
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	4	計
総定員 (人)		280	280	280	840	40	40	40	40	160
生徒数 (人)		280	277	271	828	37	25	25	21	108
充足率 (%)		100.0	98.9	96.8	98.6	92.5	62.5	62.5	52.5	67.5
退学者 (人)		3 (0)				10 (0)				
休学者 (人)		0				1				
進 学 就 職	大学・短大	157人 (57.3%)				1人 (5.3%)				
	専修・各種	95人 (34.7%)				3人 (15.8%)				
	就 職	17人 (6.2%)				15人 (78.9%)				
	その他	5人 (1.8%)				0人 (0.0%)				

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和3年5月1日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和2年度(令和3年3月末現在)である。

・「退学者」の( )内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

## 17 県立廿日市高等学校

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 廿日市市桜尾三丁目3番1号
- ・教職員数 (令和3年5月1日現在)
  - 本務者数 68人
  - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 15人
- ・生徒の状況

課 程	全日制				定時制				
	普通科				普通科				
学科・学年等	1	2	3	計	1	2	3	4	計
総定員 (人)	280	280	280	840	40	40	40	40	160
生徒数 (人)	280	280	271	831	11	9	8	5	33
充足率 (%)	100.0	100.0	96.8	98.9	27.5	22.5	20.0	12.5	20.6
退学者 (人)	4 (3)				4 (1)				
休学者 (人)	1				0				
進 学 就 職	大学・短大	258人 (92.8%)			0人 (0.0%)				
	専修・各種	18人 (6.5%)			4人 (36.4%)				
	就 職	2人 (0.7%)			3人 (27.3%)				
	その他	0人 (0.0%)			4人 (36.4%)				

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和3年5月1日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和2年度(令和3年3月末現在)である。

・「退学者」の( )内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

## 18 県立安芸府中高等学校

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 安芸郡府中町山田五丁目1-1
- ・教職員数（令和3年5月1日現在）
  - 本務者数 45人
  - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 18人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制							
		普通科				国際科			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員（人）		160	160	160	480	40	40	40	120
生徒数（人）		151	161	157	469	31	25	32	88
充足率（％）		94.4	100.6	98.1	97.7	77.5	62.5	80.0	73.3
退学者（人）		0（0）				0（0）			
休学者（人）		0				1			
進 学 就 職	大学・短大	115人（73.2％）				32人（88.9％）			
	専修・各種	33人（21.0％）				3人（8.3％）			
	就 職	3人（1.9％）				0人（0.0％）			
	その他	6人（3.8％）				1人（2.8％）			

（注）「学科・学年」の生徒数等は，令和3年5月1日現在である。

- ・「退学者」，「休学者」，「進学就職」の状況は，令和2年度（令和3年3月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は，退学者のうち，休学後に退学した者の再掲である。

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

#### 【指摘事項】

##### 負担金の支出について

次の負担金の支出において，令和2年度に係る経費を令和3年4月6日に概算払で支出していた。適正な事務処理に努められたい。

負担金名	令和2年度 P T A空調に係る負担金
根 拠	地方自治法第208条 地方自治法施行令第143条 支出マニュアル Q&A 10

**【改善を求める事項】**

工事請負契約における事務処理について、

次の工事請負契約の指名業者選定において、業者を選定する項目を明確にすることなく、指名業者を選定していた。透明性の確保、適正な施工の確保のため、指名業者の選定理由を明確にする必要がある。

契 約 名	広島県立安芸府中高等学校 トイレ改修工事（令和2年度）
根 拠	建設工事指名業者等選定要綱第5条



## 19 県立広島中央特別支援学校

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 視覚障害のある幼児・児童・生徒に対する教育の実施
- ・所在地 広島市東区戸坂千足二丁目1番4号
- ・教職員数 (令和3年5月1日現在)
  - 本務者数 79人
  - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 7人
- ・生徒の状況

部・学年等	幼稚園部	小学部							中学部				高等部				合計	
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計		
男子(人)	0	1	0	1	0	3	0	5	3	0	1	4	6	5	7	18	27	
女子(人)	3	1	0	1	0	1	2	5	1	2	0	3	2	1	2	5	16	
合計(人)	3	2	0	2	0	4	2	10	4	2	1	7	8	6	9	23	43	
卒業者(人)	—	—							3				11				14	
進学就職	進学	—	—							3人(100%)				1人(9.1%)				4人
	就職	—	—							人(%)				7人(63.6%)				7人
	その他	—	—							人(%)				3人(27.3%)				3人

注 「部・学年」の生徒数等は、令和3年5月1日現在である。

「卒業者」、「進学就職」の状況は、令和2年度(令和3年3月末現在)である。

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

## 20 県立呉南特別支援学校

### (1) 機関の概要

- ・ 主な業務 聴覚障害及び知的障害のある幼児・児童・生徒に対する教育の実施
- ・ 所在地 呉市阿賀中央五丁目 13 番 71 号
- ・ 教職員数 (令和 3 年 5 月 1 日現在)
  - 本務者数 107 人
  - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 6 人
- ・ 生徒の状況

障害区分	部・学年等	幼稚部				小学部						中学部				高等部				
		3歳	4歳	5歳	計	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
聴覚障害	男子(人)				0	2			6	2	1	11	1			1				0
	女子(人)			1	1						1	1	1		1	2				0
	合計(人)	0	0	1	1	2	0	0	6	2	2	12	2	0	1	3	0	0	0	0
知的障害	男子(人)				0	15	10	6	7	8	7	53	8	8	5	21	13	14	18	45
	女子(人)				0	4		7	1	1	7	20	1	4	4	9	5	16	8	29
	合計(人)	0	0	0	0	19	10	13	8	9	14	73	9	12	9	30	18	30	26	74
合計	男子(人)	0	0	0	0	17	10	6	13	10	8	64	9	8	5	22	13	14	18	45
	女子(人)	0	0	1	1	4	0	7	1	1	8	21	2	4	5	11	5	16	8	29
	合計(人)	0	0	1	1	21	10	13	14	11	16	85	11	12	10	33	18	30	26	74
進学就職	進学	—				—						8人(100.0%)				0人(0.0%)				
	就職	—				—						0人(0.0%)				11人(44.0%)				
	その他	—				—						0人(0.0%)				14人(56.0%)				

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和3年5月1日現在である。

・「進学就職」の状況は、令和2年度(令和3年3月末現在)である。

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

#### 【指摘事項】

#### ア 特別支援教育就学奨励費の支給額について

令和3年度第1回の特別支援教育就学奨励費について、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費の対象となる経費の範囲は購入費の額とされているにもかかわらず、保護者の負担した消費税等を除いた額を補助対象経費の範囲としていたものがあった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	特別支援教育就学奨励費事務取扱要綱第5条 特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱別記2
----	---------------------------------------------------------------

イ 行政財産の使用許可に伴う電気料金の徴収について

行政財産の使用許可に伴う電気料金の徴収について、ファクシミリの消費電力量を1桁多く算定したため、徴収した電気料金が過大であった。適正な事務処理に努められたい。(平成27年度～令和2年度)

対 象	ファクシミリの設置に伴う電気料金
根 拠	広島県教育委員会公有財産管理規則第27条 公衆電話機及びファクシミリの使用許可における負担電気料金の徴収について(平成27年4月24日付け管理部施設課長通知)

## 21 広島西警察署

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 広島市西区商工センター四丁目1番3号
- ・所管区域 広島市西区
- ・管内面積 35.61 km<sup>2</sup>
- ・管内人口 189,022人（令和3年3月31日現在）
- ・組織体制 9課（警務課、会計課、留置管理課、生活安全課、地域課、刑事第一課、刑事第二課、交通課、警備課）
- ・職員数（令和3年4月1日現在）  
常勤職員数 224人  
会計年度任用職員数・特別職非常勤職員数 21人

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

#### 【指摘事項】

##### ア 遺失物の取扱いについて

遺失物の取扱いにおいて、次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。

##### (ア) 遺失物の返還事務について

遺失者に遺失物を返還した際、遺失物の一部を返還していなかった。

物 件	財布（うち返還していなかった物件 旧通貨等（お守り（5円玉）））
根 拠	遺失物法第6条

##### (イ) 提出物件の管理について

提出物件のうち現金について、保管金出納簿と現金の保管状況を複数の者により開庁日ごとに確認していたにもかかわらず、監査日現在における保管金出納簿記載金額と実際の現金が一致していなかった。

根 拠	遺失物事務取扱要綱 15（2）（3）
-----	--------------------

##### イ 工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）に定める基準を満たしていない工事があった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島市西区己斐上2丁目ほか路側式道路標識設置工事（令和2年度）
根 拠	路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）

## 22 山県警察署

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 山県郡安芸太田町加計 3760-1
- ・所管区域 山県郡
- ・管内面積 988.13km<sup>2</sup>
- ・管内人口 24,031人（令和3年3月31日現在）
- ・組織体制 5課（警務課，会計課，生活安全刑事課，地域交通課，警備課）
- ・職員数（令和3年4月1日現在）
  - 常勤職員数 51人
  - 会計年度任用職員数・特別職非常勤職員数 8人

### (2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。